

第 7 章 自動車騒音調査結果

自動車騒音の常時監視は、騒音規制法の改正（平成 11 年）によって平成 12 年度から都道府県及び騒音規制法政令市の事務とされ、自動車騒音の影響がある道路に面する地域で、「騒音に係る環境基準」（平成 11 年 4 月施行）の達成状況等を把握するために行われている。

平成 15 年度は、県内の主要道路 16 地点において調査を行った。

調査地点・期間

調査地点：別府市、中津市、竹田市、豊後高田市、挾間町、日出町、玖珠町、湯布院町の計 16 地点

調査期間：平成 15 年 11 月～平成 16 年 2 月

調査結果

調査地点の詳細及び測定結果について、表 7 - 1 に示す。

環境規準達成状況は、昼夜の全ての基準を満足した地点は 7 地点（44%）であり、いずれか一方の基準を達成した地点は 5 地点（31%）、昼夜ともに基準を達成出来なかったのは 4 地点（25%）であった。

また、要請限度を超えた地点は無かった。

表 7 - 1 自動車騒音常時監視測定結果

No.	測定地点			道路名	マイクホン 設置車線	道路の構造			測定開始 日 時	測定終了 日 時	環境 基準 類型	騒音 規制 区分	騒音レベル測定結果 (デシベル)	
	市町名	地区名	住所			車線 数	道路 幅員 (m)	舗装の 種類					L _{Aeq}	
													昼間 (6~22 時)	夜間 (22~6 時)
1	別府市	京 町	別府市京町11-1	国道10号線	下り車線	7	30.2	排水性	H15.11.17	H15.11.18	C	3	69	66
		浜 町	別府市浜町10			6	31.5	排水性					70	66
2	中津市	中 殿	中津市中央町1丁目2-5	国道10号線	上り車線	4	22.7	普通	H15.12.1	H15.12.2	C	3	69	65
		宮 夫	中津市大字一ツ松223			2	10.8	普通					72	68
3	竹田市	会 々	竹田市大字会々1257	国道57号線	下り車線	2	12.3	排水性	H.16.2.16	H.16.2.17	C	3	71	67
		拝田原	竹田市大字拝田原212			2	14.2	排水性					68	63
4	豊後 高田市	高田	豊後高田市高田2026-1	国道213号線	上り車線	2	17.4	排水性	H.16.1.19	H.16.1.20	C	3	67	61
		高田	豊後高田市高田1840-3			2	9.1	普通					70	63
5	挾間町	鶴 田	挾間町大字挾間742-5	国道210号線	下り車線	2	11.3	普通	H.15.11.11	H.15.11.1 2	C	3	74	70
		向 原	挾間町大字挾間104-1			2	11.7	普通					71	68
6	日出町	塚地区	日出町大字日出1796	国道10号線	上り車線	4	29.4	排水性	H.15.11.13	H.15.11.1 4	C	2	70	67
		塚地区	日出町大字川崎34-2	国道213号線	下り車線	4	26.4	普通					70	63
7	玖珠町	塚脇	玖珠町塚脇712-3	国道210号線	下り車線	2	14.2	排水性	H.16.2.18	H.16.2.19	C	3	69	66
		山田	玖珠町山田51-1			2	13.0	排水性					68	65
8	湯布院 町	川上	湯布院町川上3636-1	県道別府 湯布院線	下り車線	2	9.1	普通	H.15.12.3	H.15.12.4	B	2	72	64
		川上	湯布院町川上3066-1			2	8.8	普通					69	63
道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間については、特別として基準値が定められている。 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)等を 表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。 ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル ・2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル											環境基準 特別	70	65	
											要 請 限 度	75	70	

注) 網掛けは環境基準を満足しなかったことを示す。